

第89回平塚市個人情報保護審査会議事録

日時 令和8年3月16日（月） 14:00 ～ 16:05	場所 平塚市役所本館7階 720会議室
----------------------------------	------------------------

出席者	26名
委員	諸坂会長、佐藤委員、慎委員、長谷川委員、蓑島委員、内田委員
事務局	石橋課長、課長代理、担当者3名
実施機関	健康課 : 田村課長、課長代理 まちづくり政策課 : 平田課長、課長代理 障がい福祉課 : 課長代理、担当者1名 危機管理課 : 野上課長、課長代理 生活福祉課 : 岩本課長、担当者1名 市民課 : 小島担当課長、課長代理 教職員課 : 宮坂課長、担当者2名

議題

(1) 保有個人情報に係る事故報告について【公開】

各実施機関から個人情報に係る事故報告について、発生の経緯や対応結果、再発防止策等を報告した。

課名	発生事案
健康課	誤送付
まちづくり政策課	誤送付
障がい福祉課	誤送付
危機管理課	誤送付
生活福祉課	誤送付
市民課	誤交付
教職員課	その他（置き忘れ）
	誤送付
	誤交付

【健康課】

- ・（委員）一回目に12月16日に郵送したとき、宛所なしで戻ってきたのは、A氏の保護者が市民課に登録した住所であるか。
⇒（実施機関）その通りである。
- ・（委員）A氏とB氏の関係性は。
⇒（実施機関）全くの他人であり、間柄に関係ない。
- ・（委員）郵便局は記載された住所について、そこには恐らく居住していないことを確認し、実施機関へ宛所なしで戻しているの、職員がポストインするのは、ありえない。また、行政文書の発信日時は訴訟の時効開始を判断するうえで重要であり、この「発信主義」に基づき、郵送時の消印日が基準となる。職員が直接ポストへ投函すると、発信日時の証明が困難となるため、わざわざ文書を自宅まで持っていくのはやめた方がいい。ポストに氏名が記載されていないのに、ポストインしたのも問題である。今回の事故については、郵便局が差し戻していたものを同じ場所へ送付したこと、職員が自宅へ持参したこと、何も記載されていないポストに投函したこと、三つのミスが重なったことが原因だと感じられた。
⇒（実施機関）母子保健法に居所の確認が必要である旨の記載がある。居所不明の

場合は、児童虐待のおそれがある。

⇒（委員）アパートの〇〇号室のチャイムを鳴らして居住を確認するといったことなら分かるが、今回は名前の無いポストに入れただけであり、児童虐待の調査はしていないのではないか。

⇒（実施機関）調査に至っていない。

- ・（委員）住民登録と居住実態のタイムラグにより、なかなか連絡がとりにくい中で、A氏は1歳児半検診を受診することはできたか。養育環境は問題なかったか。

⇒（実施機関）転居前の市でA氏は検診を受診していた。

- ・（委員）実施機関が講じる再発防止でよいと思われる。

【まちづくり政策課】

- ・（委員）窓口に来たプラストリーホールディングス（株）にも送付状を付けているのか。

⇒（実施機関）窓口受け取りの場合は、送付状を作成していない。

- ・（委員）来課していないのに、なぜ間違えたのか。

⇒（実施機関）両社とも同日の申請であり、作成の段階で間違えてしまった。

- ・（委員）納付書はすぐに発行できるものだと思うが、納付書の発行と送付状の作成を行った職員は、別の職員であったのか。

⇒（実施機関）同じ職員である。

⇒（委員）納付書を発行・印刷して渡す人も同じ職員か。

⇒（実施機関）基本的に起案した職員が渡すが、席を外している場合は、同じ担当内の職員が対応する。

⇒（委員）納付書の印刷、配布および郵送は、同じ職員が行っているのか。

⇒（実施機関）その通りである。Wチェックを必ず行う。

⇒（委員）封入した職員と確認した職員どちらも気付かなかったのは、ダブルチェック自体が形骸化していると思われる。ダブルチェックを徹底すると言っても、再び事故が発生する可能性が高い。封筒をこれから変えたと聞いたが、どのようなものか。

⇒（実施機関）チェックリストがあったが、起案者と確認者がレ点でチェックするだけのものだった。起案者は名前が分かるので、確認者が記名する形式へ変更し、チェックの意識の向上を図る予定。

- ・（委員）人間のする仕事である以上、ケアレスミスは発生するので気を付けるしかない。

- ・（委員）2通しかないのはいかがか。1000通もあったわけではない。繁忙期であったのか。

⇒（実施機関）特に繁忙期ではなかった。当該職員にヒアリングしたところ、慣れがあったとのことだった。

【障がい福祉課】

- ・（委員）事業者は義足を販売している業者か。

⇒（実施機関）そのとおりである。

- (委員) 義足は、既製品ではなく注文者の足に合わせて、オーダーで作るものであるか。
⇒ (実施機関) そのとおりである。
- ⇒ (委員) その場合、C氏の義足はA事業者が作るところを、職員がB事業者を入力してしまったということだが、A氏にどこの事業者で作成するか確認してもらわないのか。
⇒ (実施機関) どこの事業所で作成するのか申請書に書いてもらっているの、本人への確認は行っていない。
- (委員) A事業者とB事業者は近いのか。
⇒ (実施機関) 横浜市と厚木市で距離は離れている。
- (委員) A事業者とB事業者は同じ種類の会社か。
⇒ (実施機関) そのとおりである。
- (委員) 職員Eが確認したところ、誤りに気付かなかったとのことだが、誤りに気付くことができるものか。
⇒ (実施機関) 窓口職員が入力した内容を主担当が確認すべきだが、当該申請書には事業所の住所を書く欄がない。そのため、事業所名だけで確認を行ったが、似ている名前であったため見落としした。
- (委員) 似ているといっても、申請者が正確な事業者名を書くとは限らない。C氏が提出した原本と入力されたデータをE職員は確認するのか。
⇒ (実施機関) 事業所から提出された見積書には、事業所名と住所が記載されているが、見積書の住所まで徹底して確認を行っていなかった。今後は、見積書の住所もちょうんと確認するように、チェックする項目を増やした。
- (委員) 同じ厚木市にある、似た名前の事業者の場合はどうするのか。
⇒ (実施機関) まったく番地が一緒はありえないので、よく確認すれば防止できる。
- (委員) 申請書は市が独自で作っている様式か。
⇒ (実施機関) そのとおりである。
- (委員) 申請書には事業者の住所や電話番号を記載するようにできるか。
⇒ (実施機関) 申請者が事業者の住所を書くのは手間になってしまう。
- (委員) 今回は事業者を誤っただけだが、例えばC氏とD氏の申請を取り違えたということはないか。
⇒ (実施機関) 把握している限りでは、申請者を取り違えたことはない。福祉総合システムの入力画面には、補装具や義足、車いす等といった障がいの情報が記載されている。
⇒ (委員) 見積書の情報は記載されているのか。
⇒ (実施機関) 誤送付した文書には、見積金額が記載されている。
⇒ (委員) 漏えい先には、他社がどのような価格設定をしているかわかってしまうのではないか。
⇒ (実施機関) 見積金額だけでは、具体的な商品进行特定することはできない。また、義足は一人一人作成方法が異なるため、価格設定の機密情報まで漏えいされているわけではない。

- ・（委員） 1 2 月 8 日の事故だが、審査会が本日となってしまう。
⇒（事務局）実施機関は速報、確報とも期日内に提出している。
- ・（委員）今回の事故は入力ミスが原因のすべてであるため、入力段階で正確な情報を入力する必要がある。また、ダブルチェックの時でも、入力ミスが分かるようなチェックを行わなければならない。事業者名のための照合だと、同様の事故が発生してしまう可能性がある。人間がする作業なので、エラーが少なくなるよう、朝礼等で意識を高めてもらいたい。
- ・（委員）2 回のチェックを通り抜けているので、似通った事業者名だと思われる。しかし、事業者名だけで間違いに気付くかというのは疑問である。例えば、法人登記で「（株）平塚市」と「平塚市（株）」は全く別の会社である。申請者がそのような事業者名を正しく記載するか疑問であるため、見積書など事業者が発行した文書で確認すべきである。住所及び電話番号で確認するようにしてほしい。
⇒（実施機関）改めて課内で注意喚起する。

【危機管理課】

- ・（委員）申請された様式とひな形は、同じフォルダに格納されていたのか。
⇒（実施機関）そのとおりである。
⇒（委員）申請された様式とひな形は異なるフォルダに格納すべきである。また、実際にメールのダブルチェックを一つ一つ履行できるかは疑問である。非現実的なマニュアルを作っても、遵守されていなければ意味がない。保管していたフォルダが一緒に保存されていたところが最大のポイントであると思われる。
- ・（委員）メールを送信する職員は一人のみか。
⇒（実施機関）そのとおりである。
⇒（委員）一人だけのミス、他の職員が取り扱うことは無いとすれば、その職員がフォルダをきちんと整理して管理すれば十分であると思われる。
- ・（委員）同様の事案は多くないのではないか。
⇒（実施機関）今年に関しては、自治会は 1 1 団体、カメラの台数は 1 4 台、毎年大体それぐらいの件数である。
- ・（委員）ダブルチェックは多忙であれば形骸化するものである。
- ・（委員）1 1 団体であれば、様式を別々に作成し、宛先があっているか確認するといった形にできないか。
- ・（委員）防犯カメラ以外にも補助金交付対象の設備はあるのか。
⇒（実施機関）特殊詐欺の対策として、迷惑電話防止機能付き電話機も対象となっている。

【生活福祉課】

- ・（委員）離婚して違う住所地なのか。
⇒（実施機関）今回の扶養義務者は、申請者の子である。新戸籍作成時に婚姻していたため、誤認が発生した。

- ・（委員）虐待の加害者被害者双方が住所を把握してしまった、というわけではないか。
⇒（実施機関）そのようなことは発生していない。
- ・（委員）電話番号のみ一致したのはどういうことか。
⇒（実施機関）生活保護の申請時に、市民 C から扶養義務者の住所と電話番号の聞き取りを行っているが、それらの情報が本当に正しいのか、職員が戸籍の附票をとりよせて、改めて確認を行っている。今回は全てが違っていたので、改めて照会については、戸籍をとりよせて、照会することとした。
- ・（委員）生活保護法上、必ず謄本を取り寄せるのか。
⇒（実施機関）必ずしも取り寄せなければならないわけではないが、聞き取った住所と違う場合があるため、謄本を取り寄せて確認を行っている。
⇒（委員）食い違っている場合は、申請者に扶養親族の住所等の情報を知らせるのか。
⇒（実施機関）伝えられる場合もあるが、家族内の関係性不明なので、違うと伝えるのではなく、調べた内容で照会をかけるようにしている。
- ・（委員）戸籍で十分に確認すれば、事故は発生しないであろう。戸籍で確認する作業は、時系列的に最初に行うのか。
⇒（実施機関）そのとおりである。
- ・（委員）一番新しい戸籍を確認すればよかったのを、除籍を見てしまったのか。
⇒（実施機関）そのとおりである。
- ・（委員）実施機関が説明したとおり、今後確認作業をしてもらいたい。

【市民課】

- ・（実施機関）事故報告書「（４）発生原因（３０ページ）」について、誤表記あり。
（誤）申請者 A と B が同姓で
（正）申請者 A と B が同性で
⇒（委員）事務局に文書の差し替えをするようにしてほしい。
⇒（実施機関）承知した。
- ・（委員）A の母が立腹して、スタッフが慌てたのはありがちである。
- ・（委員）現実問題、同様の事案が発生した場合、ダブルチェックができるのか。
⇒（実施機関）後日、郵送にて返却することにしようとしている。郵送時にも時間をかけてダブルチェックするようしていきたい。
- ・（委員）このような特殊な状況でのダブルチェックは困難である。後日、郵送返却の方が確実に間違いは発生しない。
⇒（実施機関）承知した。
- ・（委員）申請書類に添付書類があるのか。
⇒（実施機関）本人確認書類の提示が必要となる。

- ・（委員）預かるときにフォルダに入れるのか。
⇒（実施機関）クリアファイルに入れる。
- ・（委員）A氏とB氏のクリアファイルを別々にしているのか。
⇒（実施機関）そのとおりである。
- ・（委員）通常時ならあまり考えられないが、慌てた状況だったのか。
⇒（実施機関）ベテランの従業者だったが、かなり慌てたようだった。
- ・（委員）よく今後指導してもらいたい。
⇒（実施機関）承知した。

【教職員課】

① その他（置き忘れ）

- ・（委員）昼食をとるために、日本丸のレストラン入るのに、わざわざバインダーは必要か。
⇒（実施機関）芝生で昼食をとる際に、点呼をとるため、バインダーが必要となった。
- ・（委員）電車の中に傘を置き忘れるのと似た事案である。最低限の情報であるのか。
⇒（実施機関）最低限の情報のみしか携行していない。
- ・（委員）11月14日に置忘れ、16日に発見となっているが、その間は他の団体が持っていたということか。
⇒（実施機関）15日夕方にイベント会社がテント片づけの際に発見したため、他団体が持っていた可能性は低い。
- ・（委員）学校名と氏名が漏えいしたか。
⇒（実施機関）学校名の記載はない。氏名のみである。バスのルートの記載はあった。
- ・（委員）忘れたときに日本丸に連絡したが、その時は見つかっていなかったのか。
⇒（実施機関）置き忘れたであろうと推測した場所と、実際に置いてあった場所が異なっていた。

② 誤送付

- ・（委員）ダブルチェックしなければならないにも関わらず、ダブルチェックしなかったのか。それともダブルチェックすることがルールに組み込まれていなかったのか。
⇒（実施機関）ダブルチェックするのがルールとなっている。
⇒（委員）ダブルチェックを徹底させるべきであり、決められたルール通りに仕事していないことになる。
- ・（委員）保護者は一番上の書類しか見ていなかったから、転校先の学校にも漏えいしたのか。
⇒（実施機関）そのとおりである。
- ・（委員）健康手帳については、本来は保健室に保管され、養護教諭から手渡して

もらう運用となっているのか。

⇒（実施機関）そのとおりである。今回誤って渡した健康管理カードも、同様の運用となっている。本来は養護教諭に依頼して取り出すべきところを、担任教諭が一人でキャビネットの鍵を開け、取り出した際に誤った児童の健康カードを取り出した。

⇒（委員）養護教諭が席を外しても、徹底すべきであった。

- ・（委員）健康管理カードは電子化になる予定はないのか。

⇒（実施機関）現在のところ、電子化する予定はない。委員指摘のとおり、電子化の必要性を感じる。

- ・（委員）封筒は封かんするのか。

⇒（実施機関）未確認であるが、封かんせず、保護者に中身を見せることが考えられるため、封かんしていないと推測できる。

- ・（委員）教員が保護者に対して、封筒の中身を見せて、何が入っているのか、何を渡すべきなのか、コミュニケーションをとっていれば間違いには気付けたはずである。保護者は全部転校先の学校に渡しているので、担任教諭は何も説明していないことと推測される。ケアレスミスもあるが、もっと根が深い問題と思われる。

- ・（委員）保護者にあって、手渡ししているのか。

⇒（実施機関）そのとおりである。

- ・（委員）チェックリストを作成しておき、保護者の目の前でチェックすべきである。

⇒（実施機関）委員指摘のとおり、保護者に手渡す書類を一つ一つ説明していれば、防止できた事故である。

- ・（委員）チェックリストを用いて、どの書類を渡したのか、保護者直筆のサインを求めてもいいのではないか。誤送付も防止できる。同様の事故は頻発している。統一的なフォーマットを作成し、全小中学校に当該フォーマットを用いるように通知してもよいのではないか。

③ 誤交付

- ・（委員）本事案は、人間である以上、このようなミスは仕方ないと思われる。
- ・（委員）職員本人に開封前に確認してもらいたい。

【教育委員会への取り組みについて】

- ・（事務局）前回の審査会では、教職員の漏えい事故の増加が問題となったことを受け、事務局と関係課で次の取り組みを行った。

① 教職員課との協議について

1月29日（木）に教職員課長、課長代理、事務局で漏えい事故の再発防止策や個人情報保護の意識の浸透方法について協議を行った。年度末に向けた不祥事防止に向けた資料」を小・中学校の校長宛に配布する予定であることを確認した。教職員課より、資料送付から各学校で資料説明の報告をいつどのように実施したのか、末端の教職員への周知は教職員課から検討したいとの回答を得た。

- ② 国の機関である個人情報保護委員会によるオンライン説明会の実施
2月4日（水）に教育委員会関係者が参加した。

③ 教育総務課との協議について

マニュアルを所管する教育総務課と事務局で打ち合わせを行った。教育総務課が管理するマニュアルについては、以前「現状に合っていない」との指摘があったことを受け、教育総務課が改定の意向があることを確認した。教育委員会内で現場確認調査の検討の余地は、外部監査は困難であるものの、職員間での監査を検討している。実地検査は事務局がオブザーバーとしてサポートを検討することとなった。

- ・（委員）現場での特殊性や、扱う業務量の多さ等あると思うが、個人情報を現金に例えると、銀行は1円でも誤差があると帰ることができない。教職員が忙しいのは分かるが、1つ1つしっかりとやるしかない。
- ・（委員）学校の実名を出して構わないので、事故が発生していない学校にも周知を徹底すべきである。現場の教職員が、「明日は我が身である」という認識がないと事故件数は減少しない。研修は全職員が受講することとなっているのか。
⇒（実施機関）全教職員の受講の義務はない。
- ・（委員）大学の教員でも不祥事があり、オンライン講義の受講が義務化となっている。全職員が受講する仕組みの必要性がある。教職員の仕事の仕方が緩いのではないかと思われる。報告8（花水小）の事故は勝手に抜き取り、保護者に説明せずに渡して、意識の低さが懸念される。よく検討することを要請する。
- ・（委員）教育委員会の問題は来年度重点的に対策していてもらいたい。また、その対策が他課にも波及するようにしてほしい。

（２）保有個人情報取扱事務の業務委託報告について【公開】

事務局から新規12件、変更3件及び廃止6件のうち、特徴ある業務委託について補足説明した。

- ・（委員）変更1（103ページ）会社名の変更と、再委託が今回から変更か。
⇒（事務局）委託先が子会社から親会社へ変更となった。
- ・（委員）変更1（108ページ）再委託先事業者の「個人情報保護法の規定内容周知について」の日付が『令和6年4月1日』になっている。
⇒（事務局）周知ができていなかったため、担当課に確認する。
- ・（委員）変更2において、契約の期間が黒塗りとなっているが、令和7年4月1日から契約開始しているのか。
⇒（事務局）報告漏れがあり、本審査会での報告となる。
⇒（委員）このような報告漏れに対して、連絡網的なものはあるか。
⇒（委員）現在デジタルツールを活用し、契約期間が満了した場合、担当課にメールが届く運用を検討している。

（３）その他【公開】

- ・次回開催日程は、各委員へ照会する。

以 上

＜配付資料＞

- ・ 個人情報保護法ハンドブック
- ・ 個人情報に係る事故報告書（資料１）
- ・ 保有個人情報取扱事務の業務委託報告書（資料２）